【ニ．複合建築物】

□基準省令第10条第３号イの基準

（非住宅部分）

（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）

□基準省令第10条第１号イ(1)の基準

年間熱負荷係数　　ＭＪ／（㎡・年）

（基準値　　ＭＪ／（㎡・年））

ＢＰＩ（　　）

□基準省令第10条第１号イ(2)の基準

年間熱負荷係数　　ＭＪ／（㎡・年）

（基準値　　ＭＪ／（㎡・年））

ＢＰＩ（　　）

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

□令和４年改正基準省令附則第３項の規定による適用除外

（一次エネルギー消費量に関する事項）

□基準省令第10条第１号ロ(1)の基準

誘導基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年

誘導設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年

誘導ＢＥＩ（　　）

（誘導ＢＥＩの基準値　　）

□基準省令第10条第１号ロ(2)の基準

誘導ＢＥＩ（　　）

（誘導ＢＥＩの基準値　　）

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

□令和４年改正基準省令附則第３項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準

誘導基準一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年

誘導設計一次エネルギー消費量　　ＧＪ／年

誘導ＢＥＩ（　　）

（誘導ＢＥＩの基準値　　）

（住宅部分）

（外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項）

□基準省令第10条第２号イの基準

□国土交通大臣が認める方法及びその結果

（　　）

□令和４年改正基準省令附則第４項に規定する増築、改築又は修繕等をする部分の基準